

■ 新型コロナウイルスに関するお知らせ

株主の皆様の新型コロナウイルス感染リスクの低減および感染拡大を防止する観点から、本年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

ご出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスクのご持参および着用をお願いいたします。加えまして、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は株主総会会場を当社の本社会議室とすることといたしました。さらに、座席間の間隔を十分に確保する必要もあり、会場の席数は例年よりも非常に限定されるため、当日お席をご用意できず、ご入場いただけない可能性がございますが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

例年、株主総会後に行っております株主様と取締役との懇談会は、今年は誠に申し訳ございませんが、取りやめさせていただきます。

第100回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

場 所

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号
有機合成薬品工業株式会社
本社 会議室

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

■ 目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
第100期 事業報告	3
計算書類	21
監査報告書	23
株主総会参考書類	26



有機合成薬品工業株式会社
YUKI GOSEI KOGYO CO., LTD.

株主各位

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号
有機合成薬品工業株式会社
代表取締役社長執行役員 松本清一郎

第100回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



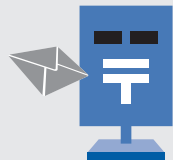
株主総会への出席による議決権の行使

開催日時

2020年6月23日（火曜日）

午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権の行使

行使期限

2020年6月22日（月曜日）

午後5時35分到着分まで

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう折り返しご送付お願い申し上げます。

記

1. 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分） 開会間際は会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。
2. 場 所	東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号 有機合成薬品工業株式会社 本社 会議室 ※末尾のご案内図をご参照ください。 ※昨年と会場が異なっておりますのでご注意ください。
3. 株主総会の 目的事項	<p>報告事項 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>

お知らせ

- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**代理人の資格は、定款の定めにより本株主総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。**
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yuki-gosei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合も同様に、インターネット上の**当社ウェブサイト**（<https://www.yuki-gosei.co.jp/>）に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト**：<https://www.yuki-gosei.co.jp/>

有機合成薬品工業

検索

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(a) 事業の状況

当期におけるわが国経済は、消費税増税後の景気低迷に加え、米中間の通商問題や中国及び欧州経済の減速懸念の台頭により、不透明な状況が続いております。更に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う非常事態宣言の発令が出た際は、外出自粛や移動制限により、経済活動そのものに甚大な影響が懸念される他、雇用に対する不安が日増しに増えております。

化学工業におきましても、内需の力強さを欠きつつある中、景況感や市況低迷による企業収益の悪化に対し、予断を許さない状況にあります。一方、世界各国での供給体制の不安定さから、原料調達先が一時的かつ局所的に国内へ回帰する動きが見られます。こうした状況下、当社は社内外の環境変化に迅速かつ的確に対応しつつ、重要課題を克服・解決しながら更なる発展の礎を築いてまいりますとともに、当社の実現可能な社会貢献についても常に念頭に置き、様々な取り組みを行っているところであります。

当期の業績状況は、売上高は過去最高を記録し、前期比4.3%増の10,717百万円となり、売上高の増加及び利益率の高い製品の販売が伸びたことにより、営業利益は312百万円、経常利益は401百万円と前期と比べると大幅に増加いたしました。しかしながら、昨年10月に発生した水災被害に伴う補修費及び設備稼働損失等を特別損失に計上したことから、当期純損失は42百万円となりました。

製品区分ごとの販売の状況は次のとおりであります。

(金額単位：百万円、構成比：%)

区 分	2019年3月期通期				2020年3月期通期			
	国 内	輸 出	合 計	構成比	国 内	輸 出	合 計	構成比
アミノ酸関係	1,130	2,416	3,546	34.5	1,081	2,403	3,485	32.5
化成品関係	3,003	528	3,531	34.4	2,838	495	3,334	31.1
医薬品関係	2,260	933	3,193	31.1	2,767	1,130	3,897	36.4
合 計	6,394	3,877	10,272	100.0	6,688	4,029	10,717	100.0
構 成 比	62.3	37.7	100.0		62.4	37.6	100.0	

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【アミノ酸関係】

アミノ酸は一部用途での販売が減少したものの、全体としては、国内販売、輸出販売ともに、前期と比べて増加しました。しかし、ビタミン原料の国内販売および輸出販売が、好調であった前期と比べて減少したことから、売上高は3,485百万円と、前期に比べて61百万円(1.7%)の減収となりました。

【化成品関係】

一部の特殊触媒や船底塗料用原料の国内販売が好調であったものの、半導体表面処理剤、一部の特殊触媒や農薬原料の国内売上が減少したことにより、売上高は3,334百万円と、前期に比べて196百万円(5.6%)の減収となりました。

【医薬品関係】

国内を中心に既存薬、ジェネリック原薬、新薬中間体の販売が好調であったことから、売上高は3,897百万円と、前期と比べて703百万円(22.0%)の増収となりました。

(b) 設備投資の状況

当期中の設備投資総額は629百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

常磐工場 工場全体の共有設備更新、新設及び増強

(c) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金を充当するとともに取引先金融機関から借入金（短期）を調達いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束時期を始め、その影響が中々見通せず、当社を取り巻く事業環境は、引き続き予断を許さない状況が続くと見ております。

このような状況の中、当社は2021年3月期を起点とする3カ年の中期経営計画を策定し、新たな目標達成のための経営課題に取り組み、より一層の収益力向上を図ってまいります。新たな中期経営計画の重点施策は以下5点ではありますが、詳細につきましては「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご覧ください。

〔新中期経営計画の重点施策〕

- ・クオリティーカルチャーの向上
- ・働き方改革と人材育成
- ・アミノ酸事業の再生・再構築
- ・新規医薬品設備の活用、新製品開発体制の拡充
- ・化成品分野の基盤強化

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

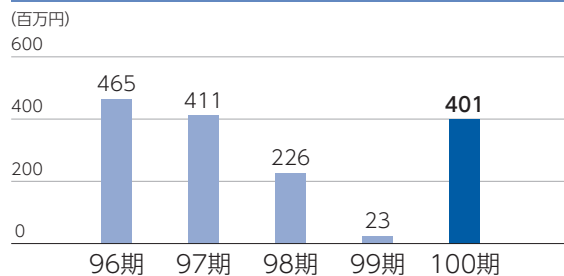
(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第96期 (2015年度)	第97期 (2016年度)	第98期 (2017年度)	第99期 (2018年度)	第100期 (当期) (2019年度)
売上高	(百万円)	10,576	10,396	10,073	10,272	10,717
経常利益	(百万円)	465	411	226	23	401
当期純利益又は当期 純損失(△)	(百万円)	350	355	125	104	△42
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	16.07	16.28	5.74	4.78	△1.97
純資産額	(百万円)	10,557	10,916	11,125	10,892	10,536
1株当たり純資産額	(円)	483.66	500.09	509.72	499.04	482.75
総資産額	(百万円)	17,846	19,474	21,468	21,612	20,227

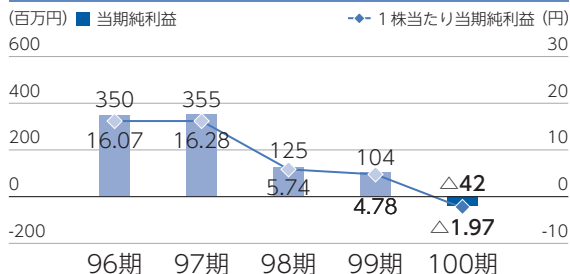
売上高



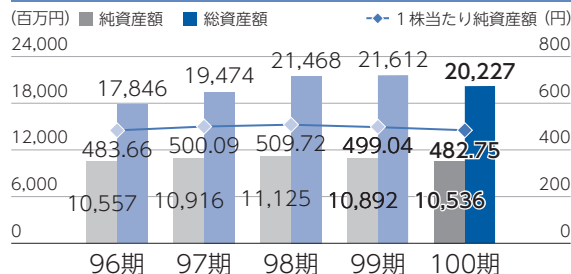
経常利益



当期純利益 / 1株当たり当期純利益



純資産額 / 総資産額 / 1株当たり純資産額



(4) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主な事業内容

当社はファインケミカル事業として、有機合成製品、一般化学製品、医薬品、食品添加物、工業薬品等を製造、販売いたしております。

(6) 事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
大阪営業所	大阪府中央区
東京研究所	東京都板橋区
常 磐 工 場	福島県いわき市

(7) 従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
309名	3名増	40.6歳	14.2年

(注) 従業員数には、当社の嘱託社員（6名）を含んでおりません。

従業員数には、子会社の嘱託社員を含んでおりません。なお、その状況は次のとおりであります。

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	0名	54.5歳	4.0年

(8) 主な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	2,653
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,241
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	706

(9) その他現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,826,396株
(自己株式 147,604株を除く) |
| (3) 1単元の株式の数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 5,734名 |
| (5) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ニ プ ロ 株 式 会 社	3,296	15.10
長 瀬 産 業 株 式 会 社	1,098	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,010	4.63
住 友 化 学 株 式 会 社	895	4.10
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	816	3.74
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 株 式 会 社	795	3.64
大 日 本 住 友 製 薬 株 式 会 社	641	2.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	616	2.83
株 式 会 社 常 陽 銀 行	614	2.81
住 友 商 事 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	535	2.45

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (147,604株) を控除して計算しております。
 2. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) は、名寄せを行った持株数により記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	松本 清一郎	営業部門統括
取締役 副社長執行役員	松井 勝	研究開発部門統括 兼 経営管理部門副統括
取締役 専務執行役員	山戸 康彦	経営管理部門統括
取締役 常務執行役員	宮田 宣嘉	生産部門統括
取 (監 査 等 委 員)	篙 重 伸	
取 (監 査 等 委 員)	山 田 啓 介	公認会計士・税理士 ピリングシステム(株)社外監査役
取 (監 査 等 委 員)	小 林 孝 一	弁護士

- (注) 1. 取締役山田 啓介氏及び小林 孝一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 取締役山田 啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、篙 重伸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役山田 啓介氏及び小林 孝一氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として独立役員届出書を提出しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である各取締役（髙 重伸氏、山田 啓介氏、小林 孝一氏）との間で、会社法第423条第1項に定める当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （-）	53百万円 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （2）	22 （12）
合 計	7	76

(5) 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）山田 啓介氏は、ビリングシステム㈱社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該法人との間には重要な関係はありません。

(b) 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）山田 啓介氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）、監査等委員会15回のうち15回（100%）に出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っています。

社外取締役（監査等委員）小林 孝一氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）、監査等委員会15回のうち15回（100%）に出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 保森会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 26百万円

(b) 当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 26百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、同条第5項に基づき、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

6 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

当社は、経営の健全性、効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応え、企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。このような基本的考え方に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定しており、その後、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2016年7月15日開催の取締役会において以下のとおり内容の改定を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業の存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び職員が公正で高い倫理観に基づき、法令を遵守するとともに反社会的勢力に毅然とした態度で臨む等社会的良識を堅持し、企業理念、経営理念及び社内規程に従い誠実に行動することを通じ、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
- (2) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス推進体制のもと、「Y G Kグループ コンプライアンスマニュアル」の改正、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のための「内部通報制度」の充実、コンプライアンス啓蒙教育の実施等の取り組みを通じ、一層公正で透明性の高い企業風土の確立を目指す。
- (3) 監査室による各部署及び子会社に対する内部監査を通じて、当社における諸活動及び管理の状況について、法令、定款及び内部統制並びにコンプライアンス上の立場から、適正・妥当かつ合理的に実施されているかを調査・検証し、その結果を社長及び監査等委員会等に報告する。
- (4) 当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、2名以上を独立役員としてその氏名を届け出るとともに開示を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定や各取締役の職務の執行に係る情報については、議事録や稟議書等の文書により適正に記録し、法令や文書取扱規程をはじめとする社内規程に則り、適切に保存・管理を行う。
- (2) 当社は、電子情報システムが企業活動を行う上で基幹的機能を果たすとの認識のもと、経営戦略の観点から電子情報システムを活用した情報の連絡・保存・管理等を推進し、経営の迅速化及び効率化等を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、事業活動を遂行する上で想定される様々な損失の危険について、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により損失の危険の極小化を図る。
- (2) リスク管理基本規程を整備し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の下に災害・事故・品質問題等の各リスクについてワーキンググループを設置し、マニュアルの作成・配付及び研修・訓練の実施等を行う。
- (3) 経営又は事業活動に重大な影響を与えると判断される突発的なリスク発生時には、取締役社長が最高責任者として緊急対策本部を招集し、速やかに問題の解決にあたる。
- (4) 大規模災害等会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合に備え、企業としての社会的責任を遂行するために、優先的に継続又は復旧する重要業務を特定するとともに、事業中断を最小限にとどめるべく復旧までの時間を短縮するための事業継続計画（BCP）を定め、有事への対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は会社の将来ビジョンと目標を明確にするため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定している。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
- (2) 毎月、定例取締役会及び経営会議を開催することにより意思決定システムの透明性を高めるとともに、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の重要な組織・経理・業務等に関しては、それ等の適正性を確保するため関係会社管理規程に則り、関係会社担当部署を窓口として、適切な経営管理を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会は、必要があるときは監査等委員以外の取締役に対し、監査等委員会の職務を補助する使用人の設置を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- (2) 当該使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に属する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、監査等委員以外の取締役等から重要な書類の提示を受け、また、必要な事項については調査・説明を求める。
- (3) 当社及び子会社の内部監査実施部署である監査室は、その内部監査の状況等を定期的に監査等委員会へ報告する。
- (4) 当社は、内部通報規程を整備し、当社及び子会社のすべての役員及び従業員に対し、内部通報制度の周知徹底を図る。内部通報の状況等については、内部通報制度の担当部署より定期的に監査等委員会へ報告される。
- (5) 当社は、内部通報制度を通じた通報を含めて監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わない。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、会計監査人及び監査室と密接な連携を保ち、定期的な情報交換を行う。
- (2) 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供する。また、監査等委員は経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図る。
- (2) 各部門の担当取締役及び従業員は、内部統制が有効に機能する体制を構築及び運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告を行う。
- (3) 体制のあり方は、関連法令の改定等に対応し、柔軟に見直すとともに、今後、導入が予定されている国際財務報告基準の準備に着手する等、定期的かつ継続的にその有効性を評価する。
- (4) 当社は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価及び公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、経営者（代表取締役社長）の責任の下、「内部統制報告書」を作成する。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当社は、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要については、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行について

取締役会は、業務執行取締役4名並びに社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、加えて執行役員3名も出席して原則月1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、当事業年度においては全15回開催しております。業務執行に係る重要事項については、取締役会の開催に先立ち、取締役、執行役員及び各部署長で構成される経営会議において議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程しております。また、取締役会では定期的に各業務執行取締役が担当する業務執行状況の報告も行っており、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めております。

2. コンプライアンスに対する取組みについて

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を3ヵ月毎に1回定期的に開催し、全社に跨る形で、コンプライアンス案件についての洗い出しと進捗管理を行い、課題の把握やその対応状況等について情報共有を図っております。また、全社員に配付している「Y G Kグループ コンプライアンスマニュアル」や他研修用資料を用い、各部署長がコンプライアンス推進責任者となり、職場単位（係・課・部）毎に年2回のコンプライアンス啓蒙教育を実施しております。

3. リスク管理体制について

「リスク管理基本規程」・「危機管理基本規程」等、各種リスクに関する規程類を定め、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び取締役会において、重大なリスクの評価・対応等の議論を行っており、また、社内全部署を対象にした監査室による内部監査も実施しております。加えて、大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の一部見直し、各種対応マニュアルや緊急連絡網の適宜更新を行い、併せて、安否確認システムを用いた全社員対象の安否確認訓練も定期的実施しております。

4. 内部監査の実施について

監査室は、内部監査基本計画及び実施計画に基づき、各部署及び子会社に対する個別及び業務プロセス監査を実施しており、その内部監査の状況等を定期的に社長及び監査等委員会等へ報告しております。

5. 監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員2名で構成され、当事業年度においては全15回開催し、幅広い協議を重ね、経営に対しても適宜助言や提言を行っております。また、取締役会の他、経営会議その他の重要な会議への出席を通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認していることに加え、監査等委員会は代表取締役社長執行役員と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、会計監査人、監査室とも定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる経営理念を尊重し、それを実現するための具体的諸施策を推進することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、継続的に向上させていく者が望ましいと考えます。

当社は、上場企業として当社株式の自由な取引を尊重する観点から、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案等があった場合には、それが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものかどうかの評価やその是非について、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかし、株式の買付行為の中には、対象とする会社の経営陣との意思疎通の努力を怠り、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する事例も存在しております。また、これらの大量買付提案の中には、高値で対象となる会社に株式を買い取らせようとするもの、いわゆる焦土化経営を行うとするもの、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する可能性が高いものが少なくありません。

こうした状況下において、大量買付提案等に応じるか否かのご判断を株主の皆様にご適切に行っていただくためには、大量買付者側から買付条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大量買付提案等に対する当社取締役会の評価や意見、大量買付提案等に対する当社取締役会による代替案等を株主の皆様にご提供しなければなりません。当社といたしましては大量買付提案等にかかる一連のプロセスをルール化することにより、関係当事者が最も適切な判断を行えるような仕組みを構築することが必須であると考えております。

このような考え方を、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」として掲げるとともに、不適切な企業買収行為を防止する仕組みとして「大量買付のルール」を定めており、2018年3月15日開催の取締役会において内容の一部見直しを行い、同日からその見直し後の内容にて継続することといたしました。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	8,749
現金及び預金	1,444
受取手形	136
売掛金	2,082
製品	3,207
仕掛品	452
原材料	929
貯蔵品	54
前払費用	33
その他	407
貸倒引当金	△0
固定資産	11,477
有形固定資産	9,457
建物	2,416
構築物	883
機械及び装置	2,384
車両運搬具	14
工具、器具及び備品	289
土地	3,110
リース資産	280
建設仮勘定	77
無形固定資産	101
借地権	21
リース資産	49
ソフトウェア	26
その他	3
投資その他の資産	1,918
投資有価証券	1,493
関係会社株式	101
従業員に対する長期貸付金	15
繰延税金資産	263
その他	44
資産合計	20,227

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,003
支払手形	153
電子記録債務	232
買掛金	1,093
短期借入金	3,200
1年内返済予定の長期借入金	487
未払法人税等	16
リース債務	51
未払金	185
未払費用	41
預り金	10
賞与引当金	169
設備関係支払手形	102
設備関係電子記録債務	84
設備関係未払金	72
その他	103
固定負債	3,686
長期借入金	1,773
リース債務	288
再評価に係る繰延税金負債	600
退職給付引当金	1,008
資産除去債務	14
その他	1
負債合計	9,690
(純資産の部)	
株主資本	9,886
資本金	3,471
資本剰余金	3,250
資本準備金	3,250
利益剰余金	3,213
利益準備金	322
その他利益剰余金	2,891
圧縮記帳積立金	44
別途積立金	1,822
繰越利益剰余金	1,024
自己株式	△47
評価・換算差額等	649
その他有価証券評価差額金	481
土地再評価差額金	168
純資産合計	10,536
負債純資産合計	20,227

招集ご通知
▶P.1

事業報告
▶P.3

計算書類
▶P.21

監査報告書
▶P.23

株主総会参考書類
▶P.26

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,717
売上原価		8,417
売上総利益		2,300
販売費及び一般管理費		1,987
営業利益		312
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	49	
奨励金収入	100	
雑収入	21	
営業外収益合計		170
営業外費用		
支払利息	49	
支払手数料	22	
雑損失	9	
営業外費用合計		81
経常利益		401
特別利益		
投資有価証券売却益	92	
受取保険金	184	
特別利益合計		276
特別損失		
固定資産除却損	56	
投資有価証券評価損	26	
支払補償金	256	
災害による損失	389	
特別損失合計		728
税引前当期純損失		49
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	△16	
法人税等合計		△6
当期純損失		42

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

有機合成薬品工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 小山 貴久 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有機合成薬品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針等に従い、会社の内部監査部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

有機合成薬品工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 筒 重 伸 ㊟
監 査 等 委 員 山 田 啓 介 ㊟
監 査 等 委 員 小 林 孝 一 ㊟

(注) 監査等委員 山田啓介及び小林孝一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化に向けて内部留保の確保に努めつつ、事業環境や経営成績を勘案し、安定的に株主の皆様への利益還元を行うことを配当の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の業績や今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は43,652,792円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

当社は、指名・報酬の決定の独立性と客観性を確保し、その決定を通じた取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、委員長及び過半数が社外取締役で構成される「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、本議案はその「指名諮問委員会」から答申されたものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされ、相当であると判断されました。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

まつもと せい いち ろう

松本 清一郎

1966年1月24日生

再任

取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式数

15,600株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1991年8月 当社入社
- 2011年10月 医薬品本部長
- 2012年1月 化成品本部長 兼 医薬品本部長
- 2013年11月 医薬品本部長
- 2015年6月 執行役員 医薬品本部長
- 2017年6月 取締役執行役員 研究開発部門統括 兼 医薬品本部長
- 2019年4月 取締役執行役員 研究開発部門統括 兼 第三営業部長
- 2019年6月 代表取締役社長執行役員 営業部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び営業部門での業務経験が豊富で、特に医薬品関係の開発営業に長く従事し、多くの経験、知識及び実績があり、医薬品業界に広く人脈を持っています。当社の発展に寄与できる人材である上、2017年からは取締役として、また、2019年からは代表取締役として当社の経営を担っており、引き続き経営に関わる重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号 2

まつ い まさる
松井 勝

1956年11月26日生

再任

取締役在任年数

4年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式数

18,800株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 当社入社
- 2011年4月 化成品本部長
- 2012年1月 総務人事部長
- 2015年6月 執行役員 総務人事部長
- 2016年6月 取締役執行役員 管理部門統括 兼 総務人事部長
- 2017年6月 取締役執行役員 管理部門統括
- 2017年6月 代表取締役社長執行役員 営業部門統括
- 2019年6月 取締役副社長執行役員 研究開発部門統括 兼 経営管理部門副統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門、営業部門及び管理部門での業務経験が豊富で、デュッセルドルフ事務所の初代所長として同事務所の立上げ・運営にもあたり、バランスの取れた実務経験と実績を持っている上、営業部門での経験を通じ、業界全体を広く俯瞰できる見識を有しています。2016年には取締役として、また、2017年から2年に渡り代表取締役として当社の経営を担っており、引き続き経営に関わる重要事項の意思決定機能及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者番号 3

やま と やす ひこ
山戸 康彦

1957年9月22日生

再任

取締役在任年数

10年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式数

14,300株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 ㈱三菱銀行入行
- 2005年6月 ㈱東京三菱銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）小岩支社長
- 2007年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）東京公務部長
- 2009年11月 当社経理財務部部長
- 2010年4月 経理財務部長
- 2010年6月 取締役 経理財務部長
- 2011年6月 取締役 管理部門統括
- 2012年6月 取締役 管理部門統括 兼 経営管理部門副統括
- 2015年6月 取締役常務執行役員 管理部門統括 兼 経営管理部門副統括
- 2016年6月 代表取締役専務執行役員 営業部門統括 兼 経営企画部門副統括
- 2019年6月 取締役専務執行役員 経営管理部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

前職の㈱三菱UFJ銀行における豊富な業務経験と専門知識を有し、当社の持続的発展と企業価値向上に貢献する資質を備え、2010年からは取締役として、また、2016年から3年に渡り代表取締役として当社の経営を担っており、引き続き経営に関わる重要事項の意思決定機能及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号 4

みや た のぶ よし
宮田 宣嘉

1957年4月5日生

再任

取締役在任年数

6年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式数

8,300株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1982年4月 住友化学工業(株)（現 住友化学(株)）入社
- 2005年7月 大日本住友製薬(株)大分工場製造部長
- 2006年12月 同社大分工場長
- 2011年6月 同社プロセス化学研究所長
- 2013年4月 当社常磐工場長
- 2014年6月 取締役 生産部門統括 兼 常磐工場長
- 2015年6月 取締役執行役員 生産部門統括 兼 常磐工場長
- 2016年6月 取締役常務執行役員 生産部門統括 兼 常磐工場長
- 2019年4月 取締役常務執行役員 生産部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

前職の住友化学(株)での業務経験及び大日本住友製薬(株)における工場長・プロセス化学研究所長を歴任した豊富な経験を基に、当社の持続的発展と企業価値向上に貢献する資質を備え、2014年からは取締役として当社の経営を担っており、引き続き経営に関わる重要事項の意思決定機能及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

すとう なお たけ
須藤 尚武

1959年1月24日生

新任

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式数

1,000株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
1999年1月 当社東京研究所 研究室長
2001年4月 関東電化工業株式会社 入社
2011年6月 同社福岡営業所 所長
2013年7月 同社水島開発研究所 所長
2015年6月 同社開発営業部長
2017年6月 同社関連会社 常勤監査役
2019年7月 当社入社 顧問（現任）

■ 候補者とした理由

当社在職の際には研究部門、開発営業部門での業務経験が豊富であり、また、前職では監査役として経営全般の監査・監視の経験を有していて、その幅広い経験を活かし、多角的見地から当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるため、新たに取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

やま だ けい すけ
山田 啓介

1958年5月19日生

再任

取締役在任年数

6年（本株主総会終結時）

監査等委員在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

監査等委員会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式数

—

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年4月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1988年3月 公認会計士登録
- 1989年9月 税理士登録
- 2010年1月 公認会計士・税理士山田啓介事務所設立（現任）
（有山田殖産入社（現任））
- 2011年3月 ビリングシステム(株)社外監査役（現任）
- 2014年6月 当社社外取締役
- 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 候補者とした理由

公認会計士として培われた専門的見地をもとに、独立した立場から経営全般の監査・監視と当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **3**

おおほり のりと
大堀 徳人

1978年10月25日生

新任

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式数

—

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 2004年10月 桃尾・松尾・難波法律事務所入所
- 2010年9月 米国Weil, Gotshal & Manges法律事務所
- 2011年9月 桃尾・松尾・難波法律事務所復帰
- 2014年1月 同事務所パートナー（現任）

■ 候補者とした理由

弁護士としての専門的な経験・見識をもとに、独立した立場から経営全般の監査・監視と当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるため、取締役候補者となりました。

なお、大堀氏はこれまで会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- 注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田 啓介氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は山田 啓介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 大堀 徳人氏は、社外取締役の候補者であります。
当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で法律顧問契約の取引関係がありますが、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
5. 須藤 尚武氏及び大堀 徳人氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なか やま ひ と み
中山 ひとみ
1955年11月14日生

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1991年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
- 2011年4月 横浜市立大学非常勤講師（現任）
- 2016年7月 日本電気計器検定所監事（現任）
- 2017年6月 帝人(株)社外監査役（現任）
- 2020年3月 ロイヤルホールディングス(株)社外取締役（現任）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式数

—

■ 候補者とした理由

弁護士としての高度な専門的知識を活かし、独立した立場から経営全般の監査・監視と当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるためであります。

なお、同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- 注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山 ひとみ氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 中山 ひとみ氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

<マモ欄>

有機合成薬品工業株式会社 株主総会会場ご案内図

日時 2020年6月23日(火曜日) 午前10時30分 (受付開始 午前9時30分)

会場 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号
有機合成薬品工業株式会社 本社会議室 電話03-3664-3980 (代表)



交通のご案内 東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町駅」A4出口より 徒歩3分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は株主総会会場を当社の本社会議室とすることといたしました。さらに、座席間隔を十分に確保する必要もあり、会場の席数は例年よりも非常に限定されるため、当日お席をご用意できず、ご入場いただけない可能性がございますが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。例年、株主総会後に行っております株主様と取締役との懇談会は、今年は誠に申し訳ございませんが、取りやめさせていただきます。